

# 電子処方箋 よくあるご質問・ご意見に対する解説・対応例（1 / 2）

- 運用開始直前の施設や、運用開始済みの施設からのよくあるご質問やご意見について、解説や対応例を示しています。

## 運用開始直前/運用開始済みの施設からのよくあるご質問・ご意見

①

- 患者が紙の処方箋を希望しており、電子処方箋を希望する患者がこれまでいないので、電子処方箋システムへの処方箋データ・調剤結果登録は特段やっていない。

②

- 周辺に電子処方箋を扱う医療機関・薬局がない場合には、電子処方箋システムへの処方箋データ・調剤結果登録は不要である。

③

- 施設内の運用が定まっておらず、全患者を対象とした運用に踏み切れない。

④

- 運用開始後、本番環境で試行的に数件の処方箋情報（又は調剤結果）等の登録を実施したが、適切にシステム上登録できているのか等を更に確認したいので、その後の運用を中断している。

## 解説・対応例

- 患者が電子処方箋を希望していなくとも、あるいは、周辺に対応施設がなくとも、**医療機関・薬局間でのリアルタイムでの情報共有や、今後の重複投薬等チェックに活用されますので、全ての処方箋データ・調剤結果をご登録ください。患者が遠方の医療機関・薬局に訪れた場合の医療連携にも繋がります。**
- データ登録をすることで、患者がマイナポータルでリアルタイムに情報閲覧できるようになります。**登録されていない分は、閲覧できません。
- 現在\*、6万超の施設が利用申請済であり、今後、全国で対応施設を面的に拡大するため集中的に取り組んでおりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。\*2023年9月時点

- 施設内の運用を検討中の場合は、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用に関するマニュアルや、病院における受付の導線事例等の情報提供を行っておりますので、参考にしてください。
- 診療料を限定して、電子処方箋を開始した事例もあります。そのような場合でも医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の運用開始日を入力いただくことで運用開始施設と公表いたしますので、ご検討ください。

医療機関等向け総合ポータルサイト：[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010020](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020)

- テストデータによる電子処方箋の登録や受付・調剤結果登録のテストが可能です。なお、テストは本番環境ではなく、接続検証環境を使ってください。
- 詳しくは、システムベンダへお問い合わせください。

# 電子処方箋 よくあるご質問・ご意見に対する解説・対応例（2 / 2）

- 運用開始直前の施設や、運用開始済みの施設からのよくあるご質問やご意見について、解説や対応例を示しています。

運用開始直前/運用開始済みの施設からのよくあるご質問・ご意見	解説・対応例
⑤ 運用開始直前又は運用開始後に医療機関・薬局システムの問題・改善すべき点が発見されてシステム改修が必要になったため、運用を中断している。	システム改修待ちの場合にはベンダにスケジュールの終了時期の目途をご確認いただくなどして、早期に開始できるよう目指してください。
⑥ HPKIカードが不足しており、医療機関・薬局全体での運用に入れない。	HPKIの交付が遅れている場合には、ファストトラック窓口へお問い合わせください。運用開始が遅れないよう、早期の発行を目指します。 HPKIが取得できていなくても、紙の処方箋のみを発行・調剤し、処方箋データ・調剤結果の登録から運用開始することも可能です。 (その場合には、電子処方箋の発行/電子処方箋に基づく調剤ができるようになった時点で運用開始を入力してください。その後、対応施設として公表されます。)
⑦ ベンダ開発したシステム操作に煩雑あるいは使いにくい点があるので、運用開始に踏み切れない。	他の医療機関・薬局システムに比べて明らかに操作が煩雑な点や機能不足を感じられる場合は、システムベンダへの要望をご検討ください。

このほか、運用開始にあたってお困りの点がございましたら、問い合わせフォームや電話（コールセンター）を用意していますのでお気軽にご活用ください。  
FAQやチャットボット（24時間365日対応）もございます。

## 電話

- 営業時間: 平日8:00~18:00 土曜日8:00~16:00（いずれも祝日を除く）
- 電話番号: 0800-080-4583（通話無料）

## 問い合わせ



アクセスは[こちら](#)

## FAQページ

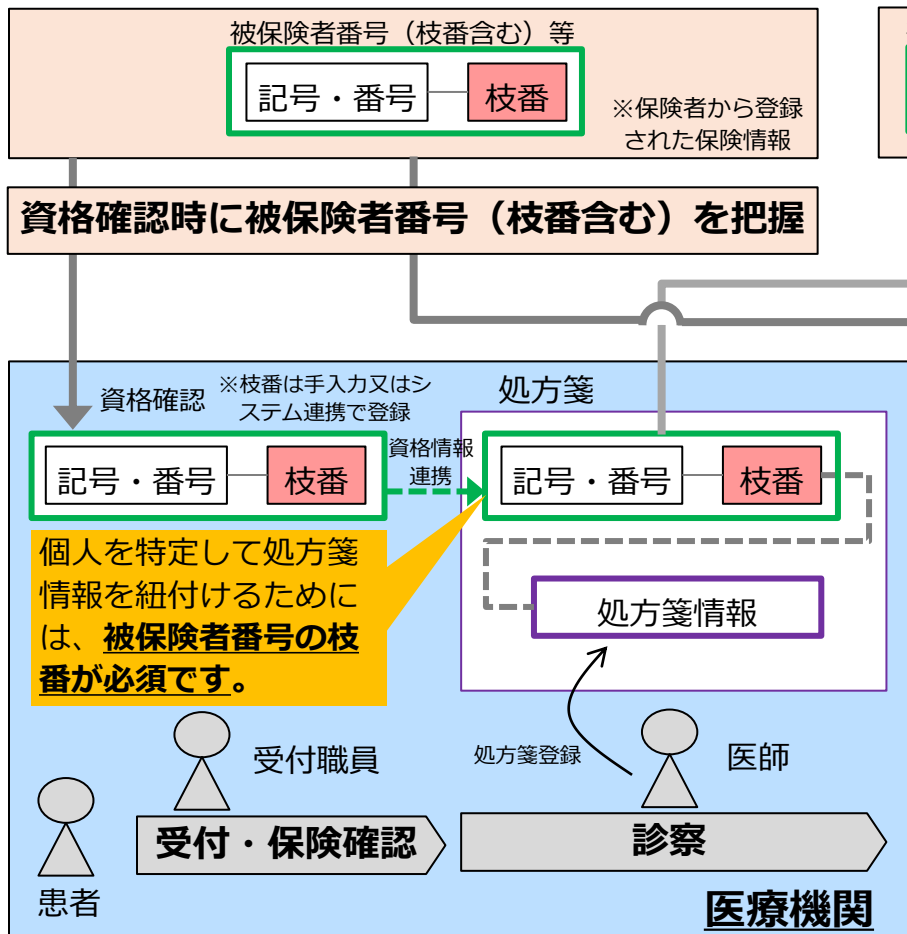


アクセスは[こちら](#)

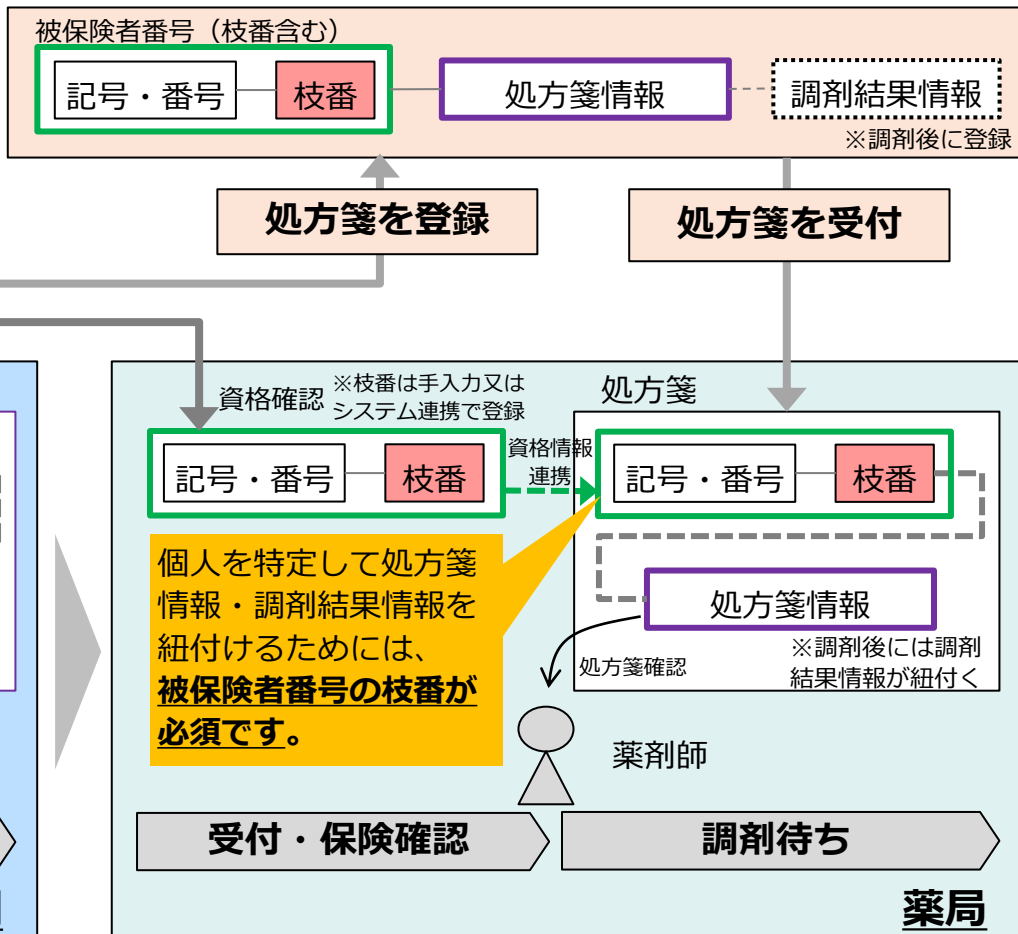
# 電子処方箋の運用における注意事項 (被保険者番号の枝番取得について)

- **電子処方箋の運用にあたっては、個人を特定するために被保険者番号の枝番が必須です。** 医療機関での処方箋登録、薬局での処方箋受付等の前に、患者ごとに必ずオンライン資格確認等から枝番を取得してください。

## オンライン資格確認等システム



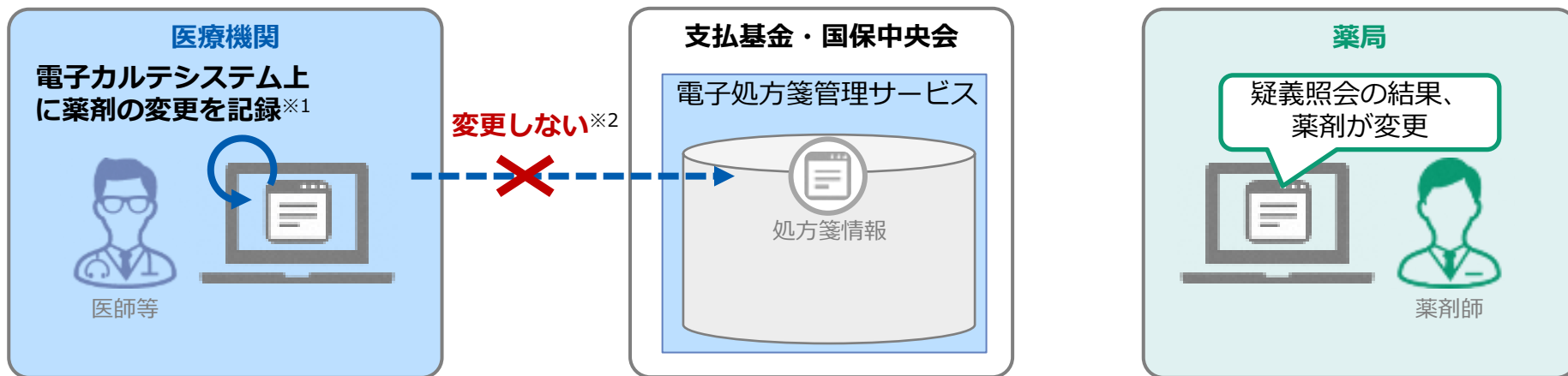
## 電子処方箋管理サービス



# 電子処方箋の運用における注意事項 (疑義照会を踏まえた薬剤の変更について)

- 疑義照会を踏まえて処方する薬剤が変更された場合、医療機関側では電子処方箋管理サービスのデータを変更する必要はありません。紙の処方箋と同様に、医療機関側で発行済みの処方箋自体を書き換える必要はありません。
- 電子カルテシステム上で事後的に変更内容を記載する場合は、各医療機関の運用に従ってください。(事後的に変更内容を記載する場合に、処方箋を再発行しないようにしてください。)

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。  
(なお、従来どおり、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。)



※1 医療機関毎に運用方法が異なります。

※2 どうしても電子処方箋管理サービスに登録済みの処方箋を修正する必要がある場合、薬局側が処方箋の受付取消処理を実施した後に、医療機関側で処方箋を修正できるようになります。ただし、修正後は処方箋に紐づく引換番号も変わるため、必ず新しい引換番号を患者に伝達してください。

# 電子処方箋の運用における注意事項

## (同一医療機関からの処方箋に関する重複投薬等チェックの設定)

- 重複投薬・併用禁忌チェックを行う際、同じ医療機関から発行された処方箋のデータをチェックの対象にするかは施設側で設定することができます。運用に当たって、どちらの設定とするか、どちらの設定となっているかは施設毎にご確認ください。
- なお、薬局においては、上記の設定において「同じ医療機関から発行された処方箋のデータをチェックの対象にする」とした場合であっても、処方箋受付時のチェックではチェック対象とはなりませんので、調剤内容確定までの任意のタイミングでチェックを実施するようにしてください。

### 同一医療機関の処方箋をチェック対象外としている場合

#### 異なる医療機関の処方箋で重複投薬等発生時

重複投薬等  
チェック対象

医療機関Aの処方箋発行・調剤

医療機関Bの処方箋発行・調剤

#### 同一医療機関の処方箋で重複投薬等発生時

重複投薬等  
チェック対象外

医療機関Aの処方箋発行・調剤

医療機関Aの処方箋発行・調剤

# 電子処方箋の運用における注意事項

## (電子処方箋管理サービスにデータを送信することの法的根拠)

- 医療介護総合確保法第12条の2等に基づき、電子処方箋管理サービスを介して電子処方箋をやりとりすることが可能となっています。
- また、医療介護総合確保法第38条等に基づき、医療機関及びその他の薬局関係者は、電磁的方法による処方箋の提供及び電磁的方法により提供された処方箋により調剤を実施する体制の整備に務めること等とされていますので、電子処方箋システムの導入及びデータ登録についてご協力をお願いいたします。

医療介護総合確保法第12条、第24条、第38条 他

医薬品医療機器等法第1条の5第2項

医師法第22条、歯科医師法第21条

■ 医療介護総合確保法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

■ 医薬品医療機器等法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）